

### 第3項 不適正処理対策

#### 1 未然防止、早期発見、早期解決を3つの柱とした不適正処理対策の推進

##### (1) 不法投棄の現状

平成26年度に県内で新たに認知した不法投棄は、54件・511トンでした。

不法投棄の大規模な事案は減少し、全体として小規模化傾向にあります。依然として後を絶た

ない状況です。(表2-4-2-10)

不法投棄された廃棄物の種類では、一部の年度を除き、構造物の解体に伴って発生する「がれき類」が最多となっています。(表2-4-2-11)

表2-4-2-10 不法投棄の推移

年度	19	20	21	22	23	24	25	26
件数	52	64	35	46	78	59	52	54
県	52	64	26	29	49	18	12	13
前橋市	—	—	9	17	22	25	36	24
高崎市	—	—	—	—	7	16	4	17
量 (トン)	308	234	861	656	636	504	742	511
県	308	234	583	581	567	443	722	484
前橋市	—	—	278	75	35	7	18	7
高崎市	—	—	—	—	34	54	2	20

表2-4-2-11 不法投棄された廃棄物の種類

(単位:件)

年度	19	20	21	22	23	24	25	26
がれき類	13 (25%)	13 (20%)	2 (6%)	13 (28%)	18 (23%)	12 (20%)	5 (10%)	6 (11%)
廃 プ ラ	7 (13%)	10 (16%)	3 (9%)	3 (7%)	8 (10%)	7 (12%)	5 (10%)	1 (2%)
木 く ず	6 (12%)	7 (11%)	5 (14%)	2 (4%)	8 (10%)	4 (7%)	7 (13%)	4 (7%)
そ の 他	26 (50%)	34 (53%)	25 (71%)	28 (61%)	44 (57%)	36 (61%)	35 (67%)	43 (80%)
合 計	52	64	35	46	78	59	52	54

※平成21年度以降は中核市(前橋市及び高崎市)分を含む。

( )内は全体に占める割合

##### (2) 不適正処理の現状

不法投棄や不法焼却、不適正保管などを総称して「不適正処理」と呼んでいます。

平成26年度に県内で新たに認知した不適正処理は、123件・1,336トンでした。(表2-4-2-12)

表2-4-2-12 不適正処理の推移

年度	19	20	21	22	23	24	25	26
件数	200	280	229	186	301	199	149	123
県	200	280	175	144	136	91	61	42
前橋市	—	—	54	42	48	41	50	35
高崎市	—	—	—	—	117	67	38	46
量 (トン)	3,876	9,741	2,392	2,848	2,129	7,569	1,385	1,336
県	3,876	9,741	1,980	2,755	1,588	7,005	1,319	1,273
前橋市	—	—	412	93	49	26	44	15
高崎市	—	—	—	—	492	538	22	48

不適正処理の種類では、不法投棄、不法焼却及び不適正保管が大部分を占めています。(表2-4-2-13)

不法焼却については、平成13年4月の廃棄物処理法の改正に伴い、廃棄物の焼却が原則禁止となり、いわゆる野焼きや構造基準を満たさない焼

却炉による焼却が、違法行為として取締りの対象になったことが大きく影響していると考えられます。

不適正保管については、事業者が一時保管と称して資材置場等に解体廃材をため込む事案が多くみられます。

表2-4-2-13 不適正処理の種類

(単位:件)

区分 年度	不法投棄	不法焼却	不適正 保管	無許可 営業	無許可 設置	その他	計
平成24年度	59 (30%)	75 (37%)	65 (33%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	199 (100%)
平成25年度	52 (35%)	62 (42%)	35 (23%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	149 (100%)
平成26年度	54 (44%)	43 (35%)	25 (20%)	0 (0%)	1 (1%)	0 (0%)	123 (100%)

※中核市(前橋市及び高崎市)分を含む。

( )内は全体に占める割合

**(3) 不適正処理対策**

県では、廃棄物の不法投棄や不適正処理を未然に防止し、また、早期に発見するとともに、発生した事案については、早期に解決することにより、本県の良好な生活環境の保全に努めています。

主な取組内容は、次のとおりです。

## ① 未然防止

## ア 事業者に対する監視

産業廃棄物処理業者への立入検査や産業廃棄物運搬車両の路上調査を実施しています。

## イ 事業者や県民の意識啓発

新聞やラジオ等の各種広報媒体やチラシを活用して事業者や県民の意識啓発を図るほか、6月と12月の廃棄物適正処理推進強化月間には通常の監視活動に加えて、職員による休日監視パトロールを実施しています。

## ② 早期発見

## ア 情報の入手

廃棄物・リサイクル課にフリーダイヤルの「産業廃棄物110番」を設置して広く県民から情報を入手しています。(平成26年度は、58件を受理)

## イ パトロール

警察官OBの嘱託職員である「産業廃棄物不適正処理監視指導員(通称:産廃Gメン)」が、4班8名体制でパトロール(年間延べ1,440人・日)を行うほか、行政機関による監視が手薄になる休日と夜間における監視の目を確保するため、民間警備会社に委託して監視業務を行っています。(年間140日)

さらに、県警の協力を得て、県警ヘリコプター「あかぎ」による空からの監視(スカイパトロール)を行っています。(平成26年度は、25回)

## ③ 早期解決

認知した事案に対しては、廃棄物・リサイクル課及び環境(森林)事務所の担当職員が迅速かつ綿密な調査を行った上、原因者が判明した場合は強力な是正指導を行い、現場の原状回復を図るとともに、不適正行為の再発を防止しています。

.....  
**産業廃棄物110番**  
 .....

**0120-81-5324**

**フリーダイヤル ハイ ゴミ通報**

また、不法投棄場所として狙われやすい山間部での業務が多い森林組合や郵便局など7機関と情報提供に関する協定を締結しています。

2 警察・市町村等関係機関との連携強化

(1) 警察との連携

ア 取締体制

群馬県警では、悪質・巧妙化する廃棄物事犯に迅速に対応するため、生活安全部生活環境課に経済・環境事犯特別捜査係を設置し、各警察署と連携して環境犯罪に対する取締りを積極的に推進するほか、県や中核市に警察官を出向・派遣し、関係機関との情報交換や共同臨場等行政と連携した活動を行っています。

また、県警ヘリコプター「あかぎ」によるスカイパトロールを定期的を実施し、目の届きにくい山間部等を上空から監視することで、不法投棄等の発見に努めています。

イ 取締重点

本県は、山間地や河川が多く、廃棄物の不法投棄が行われやすい環境にあります。

警察では、組織的・広域的な事犯、暴力団が関与する事犯、行政指導を無視して行われる事犯等を重点に取締りを強化しています。

また、環境被害の拡大防止と早期の原状回復を図るため、関係機関に必要な情報提供を行っています。

ウ 検挙状況

平成26年度中における「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下「廃棄物処理法」)違反の検挙状況は、表2-4-2-14のとおりであり、平成22年度以降の推移は図2-4-2-3のとおりです。

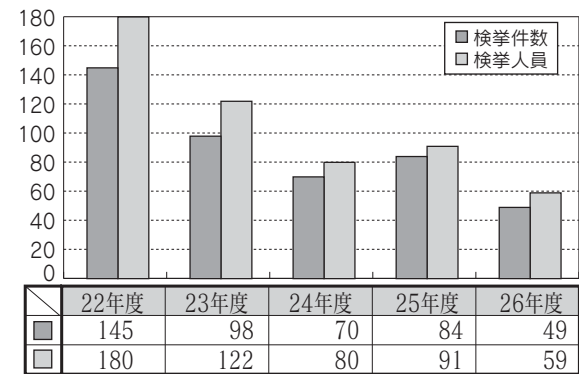
最近の特徴としては、大規模な不法投棄等は減少し、小規模な不法投棄や違法焼却が目立つ傾向にあります。

具体的には、家屋の解体工事に伴って排出される木くずやがれき類等の不法投棄、ビニール類の違法焼却のほか、家庭から排出される粗大ゴミ等の不法投棄、違法焼却も目立っています。

表2-4-2-14 「廃棄物処理法」違反の検挙状況

廃棄物種別	態様	件数	人員
産業廃棄物	不法投棄	3	3
	違法焼却	16	20
	違法委託・受託等	2	1
一般廃棄物	不法投棄	14	17
	違法焼却	14	18
	違法委託	0	0
合計		49	59

図2-4-2-3 「廃棄物処理法」違反検挙状況



(2) 市町村との連携

ア 市町村職員の県職員併任発令

不適正処理事案への対応を強化するために、市町村職員を群馬県職員に併任して産業廃棄物に関する立入検査権を付与しています。

(平成27年3月31日現在、32市町村93人)

イ 不法投棄監視カメラの貸出し

市町村と連携した廃棄物不法投棄監視体制の整備・強化を図り、不法投棄の未然防止、拡大防止及び原因者の特定をするため、市町村に不法投棄監視カメラを貸し出しています。

(3) 連絡会議の開催

警察・市町村等関係機関の担当者を集めた連絡会議を定期的で開催し、情報交換を図るとともに、広域的な事案に対しては、共同で対応するなどの連携を図っています。

## 第4項 土砂埋立ての適正化

### 1 「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」による規制

近年、建設工事に伴い排出された土砂等による埋立て等について、周辺住民から有害な物質の混入や堆積された土砂等の崩落を心配する声が増えています。

そこで、生活環境を保全するとともに、土砂災害の発生を防止するため、「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例（群馬県土砂条例）」を制定しました（平成25年6月）。

県では、厳正な許可審査や立入検査等により土砂等の埋立て等の適正化を推進するとともに、広報啓発、不適正処理対策と同様の監視指導、警察及び関係機関との連携により、不適正事案等の未然防止・早期発見・早期解決に取り組んでいます。

なお、主な規制内容は次のとおりです。

#### (1) 土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等の規制

埋立て等のために搬入される土砂等の汚染に関する基準（土壌基準）を規則で定め、土壌基準に適合しない土砂等による埋立て等を禁止しています。

#### (2) 特定事業の許可

土砂等による埋立て等を行う区域以外の区域から排出又は採取された土砂等により、3,000㎡以上の埋立て等を行う事業（特定事業）を許可の対象とし、特定事業を行おうとする者（事業者）は、原則として知事の許可を要することとしています。（表2-4-2-15）

#### (3) 土砂等の搬入の事前届出

排出現場の確認及び土壌の安全性を担保するため、許可を受けた事業者は、土砂等を搬入する10日前までに、排出現場ごとの土砂等排出元証明書及び当該土砂等に係る土壌検査証明書を添付のうえ、届出書を提出しなければなりません。

#### (4) 定期検査及び立入検査

許可を受けた事業者に対し、特定事業区域の定期的な土壌検査及び検査結果の報告を義務付けるとともに、立入検査を実施しています。

表2-4-2-15 特定事業の許可状況（単位:件）

年度	25	26
許可	9	8
変更許可	1	7

### 2 市町村との連携

群馬県土砂条例の規制が及ばない3,000㎡未満の悪質な土砂の埋立て事案に対応するためには、各市町村において、地域の実情に合わせた市町村土砂条例を制定することが不可欠です。

このため、県では、市町村に対して市町村土砂条例“例”の提供、条例の必要性の説明など、市町村土砂条例の制定促進に取り組んでいます。（表2-4-2-16）

表2-4-2-16 土砂条例を制定している市町村(10市町)（平成27年3月31日現在）

市町村	桐生市・渋川市・富岡市・下仁田町・千代田町	高崎市・板倉町・邑楽町	前橋市・藤岡市
許可対象面積	500㎡以上3,000㎡未満	500㎡以上	1,000㎡以上
県条例の適用	3,000㎡以上	適用しない	

### コラム 「群馬県土砂条例」って何？

正式には、「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」といいます。

近年、建設工事などに伴い排出された土砂による埋立てについて、周辺地域の住民から

“有害物質が混入されてないの？”とか“ずいぶん高く積んでいるけれど、崩れないかしら？”と心配する声が増えてきました。

そこで、群馬県では、生活環境を保全するとともに土砂災害の発生を防止するため、土砂条例を制定しました。(平成25年6月21日公布、同年10月1日施行)

関東では、東京都を除く6県で土砂条例が制定されています。また、東京都も別の条例で土砂の埋立てを規制しています。

群馬県では、森林法、農地法など関係法令の所管部局や市町村と緊密に連携・情報交換を行い、土砂の埋立ての適正化を推進しています。